「札幌市中央区複合庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	受付日	質　問　内　容	回　答　内　容
1	令和８年10月22日	次の場合に、契約期間満了前ならびに、落札後～契約締結前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合。 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要が生じた場合。 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合。	協議に応じることが可能です。【契約書案第12条第１項】
2	令和８年10月22日	北海道管内の一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）が託送供給等約款を変更し、託送料金の改定を実施した場合、通知文書により託送料金の見直し額を機動的に反映することは可能か。もしくは、覚書の締結が必要となるか。	託送供給等約款の改定等による契約変更は、文書による申し入れと双方の協議によることとしており、覚書または変更契約等の締結手続きが必要となります。【契約書案第12条第1項および第2項】
3	令和８年10月22日	各月の電気料金算定において、弊社が落札した場合に基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他条件について、弊社約款に応じていただくことは可能か。	契約書（案）に記載のとおり、電気料金は契約約款第11条第2項、第3項及び単価一覧に基づき算定してください。 契約書、仕様書に定めのない事項が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとします。
4	令和８年10月22日	使用量を含むご請求情報は、一般送配電事業者から原則として検針日から起算して５営業日までに小売電気事業者（弊社）へ提供される検針結果（確定使用量データ等）にもとづき料金の算定を行なうため、原則として検針日から起算して６営業日までに「弊社ＷＥＢページ」でのお知らせとなることを認めていただけるか。	WEBページの確認でも問題ございませんが、その場合、①請求金額及びその内容（業務名称）並びに算出の基礎②債権者の住所及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）③請求年月日の記載が必要であり、札幌市の競争入札参加資格者が事前に登録した口座へのお支払いとなります。【札幌市会計規則59条】
5	令和８年10月22日	契約期間中に、契約に影響する工事の予定はあるか。	電力の使用量に大きく影響する工事の予定はございません。
6	令和８年10月22日	契約の開始もしくは、受電設備容量の増設などの電気工事を起因とした契約電力増加以降１年に満たずに電気の使用を廃止（他社切替含む）、または契約電力を減少しようとされる場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（１年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	あらかじめ認めることはできません。 契約書上にこのような臨時の精算金等の支払いを義務付ける規定はありませんが、実際にこのような事態が生じた場合は、契約書案第21条第2項等に基づき、双方協議にて対応することになります。

7	令和８年10月22日	支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して３０日目）経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年１０％の割合（１日あたり約０．０３％）で算定した延滞利息金が発生することに応じていただけるか。 なお、延滞利息金は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額となる。	延滞利息は、電気料金から消費税等相当額と再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた遅延利息の率を乗じて算定します（契約書第11条第８項）。 なお、回答日現在の利息は年3.0%です。 このため、ご質問の利息に応じることはできません。
8	令和８年10月22日	環境付加価値の指定がある場合、電気料金内訳には「環境価値相当額」として記載し、電力量料金とは別立てとなるが、当取り扱いに応じていただけるか。 ※毎月の電気料金に含まれます。	可能です。
9	令和８年10月22日	環境価値相当額については、列を追加して記載する形でよいか。	電力量料金単価が２種類以上ある場合は、契約単価積算内訳書に列を追加してください。【契約単価積算内訳書 注４】 また、様式により難いときは、様式に準じた別の様式を使用することも可としています。【契約単価積算内訳書 注１】
10	令和８年10月22日	一般社団法人日本卸電力取引場の非化石価値取引市場における買入札総量が売入札総量を上回り、トラッキング付非化石証書必要量を調達できず、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めを負わないことを認めていただけるか。	本件調達は環境価値が付加された電力を供給することを仕様としていますので、環境価値が付加できない場合は契約違反となります。 札幌市は、契約違反に対して契約書第14条第２項により契約の解除することができます。また、契約書第14条の２により、残りの契約期間に対応する予定使用電力量から算出される金額の10%（または実際の損害額がそれを上回る場合はその損害額）を、賠償金として札幌市に支払う必要があります。 このほか、契約保証金が返金されないことや、入札への参加停止等の措置が考えられます。

11	令和８年10月22日	トラッキング付非化石証書について、契約期間における使用電力量が公告に記載される予定使用電力量に対し、大きな乖離（目安として80%以下もしくは120%以上）があった場合、調達していたトラッキング付非化石証書が過剰もしくは不足となるため、予定使用電力量に変動が見込まれる場合、事前に当社へその旨をご相談いただけるか。 　また、事前相談がなく、その結果トラッキング付非化石証書の必要量に対し、調達量が不足し、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めは負わないことを認めていただけるか。	本件調達の電力供給地点である札幌市中央区複合庁舎は、冷暖房の熱源として冷温水を別に調達しているため気候の変動等による電力使用量の変化が少なく、施設の用途は事務室であるため、定常的な電力の使用が行われます。今回の調達でも、電力使用量が目安(±20%)を超えて変化する要因も想定されません。 事前に変動が想定される場合は相談等の協力を行いますが、賠償等の免責について事前に確約することはできません。 なお、本施設の性質を勘案すると、電力使用量に大きな乖離が生じる場合は大幅な事情変更があると推測されるので、この場合は、契約書第12条に基づき、契約の変更を行って対応することが想定されます。
12	令和８年10月22日	高圧契約については、請求書や振込用紙などの無料書面発行（郵送）を継続する予定であるが、将来的に手数料等をご負担いただく取扱いに変更となる場合、応じていただけるか。	あらかじめ認めることはできませんが、 協議に応じることが可能です。【契約書案第21条第2項】